

介護支援専門員とは (ケアマネジャー)



介護保険法において「介護支援専門員」とは、要介護者等又は要支援者からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービスを行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者をいう。(介護保険法第7条第5項)

つまり、要介護や要支援の認定を受けた方からのご相談に応じて、 その方の心身の状況等に応じた適切な在宅(居宅)サービス、地域 密着型サービス、施設サービス、介護予防サービスまたは地域密 着型介護予防サービスを利用できるよう、連絡調整を行う者です。

用語の解説



記 正:被保険者証(保険証)を持っているだけでは、介護保険サービスを受けることができません。サービスを受けるには、まず、その方の心身の状態がどの程度の介護が必要な状態であるのかを保険者である市町村に見極めてもらわなければなりません。この見極めを介護保険では「認定」と呼んでいます。認定は大きく分けて「要介護」と「要支援」の2種類があり、それぞれ「要介護1~5」「要支援1・2」の段階に分けられます。認定は心身の状況を全国一律の項目事に聞き取った結果と、かかりつけ医が記載した「主治医意見書」を総合的に勘案し判断されます。

要介護認定(1~5):絶えず介護が必要である(要介護状態)と判断された方が対象となり要介護状態区分1から要介護状態区分5まで数字が大きくなるほど重度になります。介護保険で準備されている全てのサービス(種類)が利用対象になります。

要支援認定(1·2):要介護状態の少し手前にある方が対象となります。今ある心身の状態を改善することや状態が悪化し要介護状態になることを防ぐこと(介護予防)を目的とした介護予防サービスを利用することができます。サービス種別では要介護認定(1~5)と違い、施設サービス、居宅サービスの一部、地域密着型サービスの一部が対象外となります。

用語の解説



在宅(居宅)サービス:在宅で生活しながら受ける事ができるサービスです。事業所の専門職に自宅を訪問してもらう「訪問系サービス」、ご自身が施設や事業所に通う「通所系サービス」、物や環境を整えてもらうためのサービスなどがあります。

地域密着型サービス:住み慣れた地域で暮らしつつけることを目的として、事業所が所在する市町村にお住まいの方のみが利用できるサービスです。グループホームや認知症関連のサービスなどが対象となります。

施設サービス:施設に入所して受けるサービスです。常に重度の介護が必要となる方が入所する介護老人福祉施設、入院から在宅復帰に向け機能訓練を中心に一定期間入所する介護老人保健施設、治療は終わったが継続的な看護等の医療的な処置が必要な方が入所する介護療養型医療施設の3種類があります。

介護サービス計画書 (ケアプラン)の作成

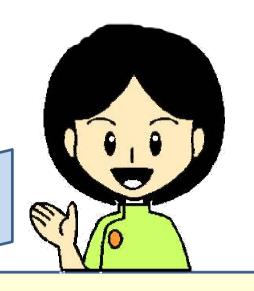
介護サービスを利用するためには、ケアプランの作成が必要



- ① 介護支援専門員(ケアマネジャー)が自宅を訪問します。
- ② ご本人とご家族と面接をし、ご本人の心身の状態やご家族の介護の状況、ご自宅や 周辺の状況等を伺わせていただきます。
- ③ その上で、どのようなサービスを受けることができるのか?どのようなサービスが必要
 - なのか?のご相談にのります。
- ④ サービスを利用するということになれば、介護サービス計画書(ケアプラン)の「原案」 を作成します。
- 5 サービスを提供してくれる事業所を調整します。
- ⑥ ご本人とご家族やサービスを提供してくれる事業所の方々と介護支援専門員(ケアマネジャー)が集まって、介護サービス計画書(ケアプラン)を確認します。これを「サービス担当者会議」といいます。
- ⑦ サービスの利用が始まれば、月に1回、介護支援専門員(ケアマネジャー)がご自宅を 訪問し、サービスの利用状況を確認します。これを「モニタリング」といいます。

介護支援専門員(ケアマネジャー)の 見つけ方

介護支援専門員(ケアマネジャー)は自由に選ぶことができます。



- ① お住まいの市町村の窓口へご相談ください。
- ② お住まいの近くの地域包括支援センターへご相談ください。
- ③ 多くの市町村が、介護支援専門員(ケアマネジャー)が所属をしている「居宅介護支援 事業所」の一覧表を作成しております。それをご覧になり、その中から探してもよいで す。
 - 「居宅介護支援事業所」というところには、必ず、1名以上の介護支援専門員(ケアマネジャー)がいます。
- 4 インターネットで探すこともできます。
- ⑤ ご近所やお知り合いの方で、介護サービスを利用している人がいれば、聞いてみるの もいいです。
- ⑥ 介護支援専門員(ケアマネジャー)を決めると、契約書を交わすことになります。その時には、重要事項説明書にしっかり読みましょう。
- ⑦ 良い介護支援専門員(ケアマネジャー)は、ご本人のお話を良く聞いて、ご本人にとっての一番良い生活を一緒に考えてくれます。良い介護支援専門員(ケアマネジャー)を選びましょう。

要介護度の変更 介護サービス計画(ケアプラン)の変更 介護支援専門員(ケアマネジャー)の変更



もしも、ご本人の心身の状態に変化があれば、「区分変更申請」を行って、要支援・要介護の認定の見直しをします。そのような場合にも介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談ください。

もしも、ご本人の心身の状態に変化があったり、ご家族の介護の状況に変化があったり、ご自宅や周辺の環境に変化があれば、介護サービス計画書(ケアプラン)の変更を行いますので、介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談ください。

もしも、介護支援専門員(ケアマネジャー)との相性が悪い場合は、変更する事ができます。